

**保険期間
31日以内用**

ご参加の皆様へ 近畿日本ツーリストからの海外旅行保険のご案内

**保険期間(旅行期間)
3日間**

平成29年8月作成

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社
お申込みの際は、「重要事項説明書」を必ずお読みください。

こんな場合に役立ちます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「海外旅行保険のご説明」をご確認ください。

治療・救援費用／応急治療・救援費用

ケガ
旅先でのケガが原因で治療が必要になった場合



病気
・旅先での病気が原因で治療が必要になった場合
・旅先で旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化*1して治療が必要になった場合*2



救援費用
ケガや病気で継続して3日以上*3の入院。家族に駆けつけてもらうことになった場合



- *1 症状の急激な悪化とは？
海外旅行中に生じることに被保険者(保険の対象となる方)があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。
- *2 保険期間31日までのご契約で「疾病に関する応急治療・救援費用負担特約」がセットされているご契約の場合にお支払いの対象となります。本特約の保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分、救援費用部分合計で300万円が限度となります(治療・救援費用保険金額300万円超の場合)。なお、旅行日程が延長となり、31日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセットすることはできません。海外旅行開始前に渡航先での診察が予約されていた場合等、保険金お支払いの対象とならない場合があります。詳細については、後記「海外旅行保険のご説明」をご確認ください。
- *3 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

賠償責任

人にケガをさせてしまったり、ホテルの部屋を水浸しにしてしまったりして法律上の損害賠償責任を負った場合



偶然事故対応費用*7

海外旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故により、費用の負担を余儀なくされた場合



- *7 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により発生が証明される偶然な事故によって下記費用をご負担された場合が対象となります。
①交通費 ②宿泊施設の客室料 ③国際電話料等通信費 ④渡航手続費 ⑤渡航先での各種サービス取消料等 ⑥食事代 ⑦身の回り品購入費*8
- *8 身の回り品購入費については、搭乗した航空機の到着後**6時間以内**に航空会社に預けた手荷物が目的地に届かなかった場合で、航空機到着後**96時間以内**にご負担された費用がお支払いの対象となります。

携行品損害*4 *5 *6

旅先で盗難にあい盗まれたものが出てこなかった場合や、デジタルカメラ等を落として壊してしまった場合



- *4 携行品(パスポートを含みます。)の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)による損害については保険金をお支払いできません。
- *5 携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)がお支払いの限度となります。
- *6 携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、保険期間を通じて30万円がお支払いの限度となる場合があります(保険金額30万円超の場合)。

海外旅行中の「困った」を解決する

【対象】
サービスによっては保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちのお客様となります。詳細は「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

1. 東京海上日動海外総合サポートデスク

・日本語で対応*9 ・24時間年中無休
海外からのお客様のお電話を日本(東京)の東京海上日動海外総合サポートデスクで受け付けいたします。

- ※ 各種サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
- ※ 戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。
- ※ お客様へのサービスの提供が困難な状況と判断した場合、サービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。
- ※ サービス内容は予告なく変更される場合があります。
- *9 海外におけるサービスは、現地の各種提携会社を通じてご提供させていただきます。医師または看護師等は原則として、日本語を話すことができませんのであらかじめご了承ください。

2. キャッシュレス・メディカル・サービス

キャッシュレス・メディカル・サービスは、病院の窓口で受診料をお支払いいただく前に受診ができるサービスです。

- ※ 治療費用について保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。また、海外旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化したことにより受診をされる場合は、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。

上記のほかにも、様々なサービスがございます。詳細は「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

ご希望のタイプを選び、申込書の契約タイプ欄にご記入ください。

被保険者(保険の対象となる方)の年齢		69歳以下(*10)	70歳以上(*10)
タイプ名		1B	1C
補償項目	傷害死亡	1,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害 (*10)	1,000万円	1,000万円
	治療・救援費用 (*11)	5,000万円	5,000万円
	応急治療・救援費用 (*12)	300万円	300万円
	疾病死亡	1,000万円	—
	賠償責任	3,000万円	3,000万円
	携行品	10万円	10万円
	偶然事故対応費用	5万円	5万円
合計保険料(3日間)		3,550円	4,070円

ご契約の際のご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であつても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」となります。
- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、被保険者(保険の対象となる方)の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。特に被保険者が始期日時点で15歳未満の場合や、ご契約内容に対する被保険者の同意がない場合にはご注意ください。

*10 始期日における被保険者(保険の対象となる方)の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。)
*11 治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生補償するものではありません。また、費用の種類によっては、下表の支払限度額(「無制限」を含みます。)とは別の限度額等が設けられているものもあります。後記「海外旅行保険のご説明」もあわせてご確認ください。
*12 「疾病に関する応急治療・救援費用負担特約」に係る治療・救援費用保険金を指します。

■海外旅行保険 補償の概要等

海外旅行保険のご説明

※「海外旅行中」とは、保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ被保険者(保険の対象となる方)が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。
 ※ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

●「保険期間31日以内」「保険期間31日超」共通の補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりたまたまに死亡された場合を含みます。)	傷害死亡保険金額の全額を被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。 ※ 同一のケガにより、既に支払われた傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	たとえば、 ①ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、内乱等*1 ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑦ 脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
傷害後遺障害保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%~100%*2 ※ 保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。 *2 始期日における被保険者(保険の対象となる方)の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます。「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示がある場合に、この特約がセットされます。	*1 戦争危険等無責任に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
治療・救済費用保険金	●治療費用部分 ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合 ②海外旅行開始後に発病した病気に、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合*3 ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 ●救済費用部分 ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりたまたまに死亡された場合を含みます。) ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気に、3日以上*5続けて入院された場合(病気の発症は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。) ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 ④海外旅行中に発病した病気に、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ⑤乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 等 *5 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。	●治療費用部分 下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の①~③、⑥、⑦については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限りまします。) ※ 日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設客室料等を含みます。) ②治療に伴い必要になった通訳入用費用、交通費 ③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ) ④入院のために必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、a&b合計で20万円を限度とします。) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 ●救済費用部分 ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額 ①捜索救助費用 ②救済者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救済者3名分まで) ③救済者の宿泊施設の客室料(救済者3名分かつ救済者1名につき14日分まで) ④救済者の渡航手續費、現地での諸雑費(合計で20万円まで) ⑤現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑥遺体処理費用(100万円まで)	上記①~④、⑥に加え、たとえば ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気の治療費用 ・歯科疾病 ・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ・海外旅行開始前に発症した病気(疾病に関する応急治療・救済費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。) ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的見解のないもの
疾病死亡保険金	①海外旅行中に病気で死亡された場合 ②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合	疾病死亡保険金額の全額を被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。	上記①~④、⑥に加え、たとえば、 ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気 ・歯科疾病
賠償責任保険金	海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の物*6に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合 *6 レンタル会社よりご契約者または被保険者(保険の対象となる方)が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室・宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)、居住施設内の部屋・部屋内の動産(建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。))を含みます。	損害賠償金の額 ※ 1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※ 被保険者(保険の対象となる方)が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	上記③④に加え、たとえば、 ・ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)の故意 ・職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任 ・所有・使用・管理する財物の損壊について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任 ・航空機、船舶*7、車両*8、銃器(空気銃を除きます。))の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ・親族に対する賠償責任 *7 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 *8 レンタルカーを含みます。 なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービル等はお支払いの対象となります。
携行品損害保険金	海外旅行中に携行品*9が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合 *9 携行品とは? 被保険者(保険の対象となる方)が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。現金・小切手・クレジットカード・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィンのための用具等の用具等は含まれません。また、仕事のために使用するもの、居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内)にある間および別送品は含まれません。 ※ 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。	(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額*10 ※ 乗車券等は合計で5万円を限度とします。 ※ 旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。 ※ お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物等の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 *10 損害額とは? 修理費または時価額のいずれか低い方をい、自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地に負担した場合に限り。交通費、宿泊費も含みます。)、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で被保険者(保険の対象となる方)が支出した費用等をいいます。	上記①~④に加え、たとえば、 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・ 携行品の置き忘れまたは紛失 *11 ・山岳登山、ハンクグライダー搭乗等を行っている間に生じたその運動用具の損害 ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押し、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊はお支払いの対象となります。)

*3 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りまします。

*4 特定の感染症とは?

コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニハウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。

●「保険期間31日以内」のみの補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合																			
疾病に関する 応急治療・ 救護費用担保 特約に係る 治療・救護費用 保険金	<p>●治療費用部分 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病氣(妊娠、出産、早産または流産に起因する病氣および歯科疾病は含みません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*1により医師の治療を受けられた場合</p> <p>●救護費用部分 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病氣(妊娠、出産、早産または流産に起因する病氣および歯科疾病は含みません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*1により2日以上*2続けて入院された場合</p> <p>*2 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。</p> <p>※ 治療費用部分・救護費用部分共通のご注意 *1 症状の急激な悪化とは？ 海外旅行中に生じることについて被保険者(保険の対象となる方)があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。 ※ 保険金のお支払い額は、1回の病氣につき治療費用部分・救護費用部分合計で300万円限度となります。ただし、治療・救護費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救護費用保険金額を限度とします。 ※ 海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限り、また、住居(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。</p>	<p>●治療費用部分 実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病氣の発病に対して通常負担する費用に相当する金額</p> <p>●救護費用部分 ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病氣の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額 たとえば 救護者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救護者3名分まで) 救護者の宿泊施設の客室料(救護者3名分かつ救護者1名につき14日分まで)</p>	<p>たとえば、 ・海外旅行終了後に治療を開始した場合 ・治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合 ・海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。) ・海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用 たとえば ・透視、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用 ・インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用 ・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用 ・あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ・運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 ・臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用 ・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術の他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ・毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用 ・不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用</p>																			
偶然事故 対応費用 保険金	<p>海外旅行中の予期せぬ偶然な事故*3により被保険者(保険の対象となる方)が海外旅行中に下記 a.~g.の費用の負担を余儀なくされた場合</p> <p>a. 交通費 b. 宿泊施設の客室料 c. 国際電話料等通信費 d. 渡航手続費 e. 渡航先での各種サービス取消料等 f. 食事代*4 g. 身の回り品購入費*4</p> <p>*3 予期せぬ偶然な事故とは？ 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、旅行会社(ツアーオペレーターを含みます。)によって、事故の発生が証明されるものに限ります。 *4 f.食事代およびg.身の回り品購入費については下表に掲げる費用が対象となります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4">【O:対象 / X:対象外】</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">費用の範囲</th> <th colspan="3">費用を負担した場所</th> </tr> <tr> <th>出発地</th> <th>乗継地</th> <th>目的地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>f.食事代*5</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>g.身の回り品購入費*6</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>	【O:対象 / X:対象外】				費用の範囲	費用を負担した場所			出発地	乗継地	目的地	f.食事代*5	○	○	×	g.身の回り品購入費*6	×	×	○	<p>実際に支出した費用のうち社会通念上妥当と認められる金額または、同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額(払い戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額等を除きます。)</p> <p>※ お支払いする保険金は、保険期間を通じて左記 a.~f.の合計で偶然事故対応費用保険金額が限度となります(ただし、f.食事代については偶然事故対応費用保険金額の10%が保険期間中の限度となります。また、g.身の回り品購入費については、a.~f.とは別に偶然事故対応費用保険金額の2倍を保険期間中の限度とします。)</p> <p>※ 費用の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※ 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。</p> <p>*5 以下の①または②のいずれかの事由により、代替機が利用可能となるまでの間に負担した費用に限り、 ①搭乗する予定であった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できなかったこと ②搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できなかったこと *6 航空機への搭乗時に被保険者(保険の対象となる方)が航空会社に運搬を委託した手荷物が、その航空機が目的地に到着後6時間以内に運搬されなかった場合で、航空機が目的地に到着してから96時間以内に負担した費用に限り、</p>	<p>前記①~④、⑥に加え、たとえば、 ・ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の法令違反 ・保険金受取人の法令違反 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故による損害 ・地震、噴火またはこれらによる津波 ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的見解のないもの ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病氣 ・歯科疾病 ・運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休 ・山岳登山、ハンググライダー搭乗、自動車の乗用具による競技・試運転、航空機操縦等を行っている間に生じたケガ</p>
【O:対象 / X:対象外】																						
費用の範囲	費用を負担した場所																					
	出発地	乗継地	目的地																			
f.食事代*5	○	○	×																			
g.身の回り品購入費*6	×	×	○																			

ご契約に関するご注意

- 帰国予定: 帰国予定のない方や海外に永住される方を被保険者(保険の対象となる方)とする保険契約はお申込みいただけません。そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 旅行先でのお仕事・運動: 次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。
・旅行先で危険なお仕事(たとえば、プロボクシング・プロレスリング等)に従事される場合
・旅行先でベックル等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)を、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
・旅行先で航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)を操縦される場合(ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。)
・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合
- 補償の重複について:
・賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の可否をご検討ください。*2
*1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。
*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- 保険料領収証: 保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。
- 保険証券、保険契約証または被保険者証について: 代理店または弊社にてご契約のお手続きをされたにもかかわらず、保険証券、保険契約証または被保険者証が旅行出発前に届かないときは、お手数ながらご契約の代理店または弊社へお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券、保険契約証または被保険者証をまだにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申込みいただきますようお願いいたします。

このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳細は『海外旅行保険あんしんガイドブック』および『海外旅行保険普通保険約款および特約』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。なお、弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間に有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

お問い合わせ先 <取扱代理店>
近畿日本ツーリスト株式会社 ECC営業本部
第2営業支店
〒101-0024
東京都千代田区神田和泉町1-13
住友商事神田和泉ビル14F
TEL 03-6891-9302 FAX 03-6891-9402

<保険会社>
東京海上日動火災保険株式会社
担当課支社: 旅行業営業部 営業第2課
〒104-0061
東京都中央区銀座5-3-16
TEL03-5537-3492